

吉川市インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます)をご利用いただくには、以下の「吉川市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます)」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

## 吉川市インターネット公有財産売却 ガイドライン

### 第 1 公有財産売却の参加条件など

#### 1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項各号該当すると認められる方

(参考: 地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札にかかわる契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

一 当該入札にかかわる契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき

二 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき

三 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

七 この項(この号を除く)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(2) 日本語を読解できず、入札や契約の手続きに支障がある方

- (3) 吉川市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (4) 公有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの条件を満たしていない方

## 2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって吉川市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間吉川市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます。)上の公有財産売却の物件詳細画面や吉川市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行った上で公有財産売却に参加してください。

下見会は行いませんが、事前にご連絡いただければ、物件をご覧いただけます。下見に参加されなくても入札には参加できますが、現物に関する全ての事項を了承されているものとみなします。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

### ア. 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

### イ. 参加申込み(本申込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、吉川市のホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下「申込書」といいます。)」を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票(法人の場合は、商業登記簿にかかわる登記事項証明書)および印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)を添付のうえ、吉川市に提出してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効。また、トラブルを避けるため書留などの記録が残る方法で送付してください。)

#### 必要書類

- ・個人で参加する場合:
  - 1 申込書
  - 2 住民票
  - 3 印鑑登録証明書
  - 4 誓約書
- ・法人で参加する場合:
  - 1 申込書
  - 2 商業登記簿謄本にかかわる登記事項証明書
  - 3 印鑑証明書
  - 4 誓約書

必要書類については、入札日前3か月以内に発行された原本を提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

・公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

・複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票(法人の場合は、商業登記簿にかかわる登記事項証明書)および印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)は、各1通のみ提出してください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になる場合または公有財産売却の全体が中止になる場合があります。

### 3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかわる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など吉川市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 吉川市は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

(4) 売買物件の引受けおよび搬出の実施については、吉川市の指示に従うとともに、これにかかわる輸送手配などの手続きは、落札者が行うことになります。

(5) 上記(3)および(4)、またはその他一切の手続きに要する費用は全て落札者の負担となります。

(6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など(建築など)に当たっては、都市計画法、建築基準法、条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

(7) 売却財産は経年による劣化、キズ、不具合箇所がある場合があります。十分理解した上で入札してください。また、吉川市は瑕疵(かし)担保責任は負いません。

### 4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下の全てに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録をしている住所、氏名(法人の場合は、商業登記簿に登録されている所在地、名称、代表者氏名)などを公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報および KSI 官公庁オークションログインID(以下、「ログイン ID」といいます。)に登録されているメールアドレスを吉川市に開示され、かつ吉川市がこれらの情報を吉川市文書管理規則(平成19年吉川市規則第25号)に基づき、保管すること。

・吉川市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上で一定期間公開されること。

エ. 吉川市は収集した個人情報等を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿にかかわる登記事項証明書の内容と異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

## 5. 共同入札について

### (1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。動産の入札は、共同入札では参加できません。

### (2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者の中から 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について」並びに「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)および共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した申込書を入札開始までに吉川市に提出することが必要です。なお、申込書は吉川市のホームページから印刷することができます。

ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容と異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

## 第 2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

### 1. 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録をしている住所、氏名(法人の場合は、商業登記簿に登録されている所在地、名称、代表者氏名)などを公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)および申込書を入札開始 2 開庁日前までに吉川市に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに吉川市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

## 2. 入札保証金の納付について

### (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、吉川市が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格の100分の5以上の金額を定めます。

### (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、吉川市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、ア、イの2通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに吉川市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

#### ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込みを行い、所定の手続きに従って納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス)をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面から仮申込みを行った後、吉川市のホームページから申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票(法人の場合は、商業登記簿にかかわる登記事項証明書)および印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)を添付のうえ、吉川市に送付してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効。また、トラブルを避けるため書留などの記録が残る方法で送付してください)

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

#### イ. 銀行振込による納付

銀行振込で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。仮申込み後、吉川市のホームページから申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票の写し(法人の場合は、商業登記簿にかかわる登記事項証明書)および印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)を添付のうえ、吉川市に送付してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効。また、トラブルを避けるため書留などの記録が残る方法で送付してください)必要書類が吉川市に到着後、吉川市から「歳入歳出外現金収納済通知書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、吉川市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、執行機関が納付を確認できるまで 5 営業日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・吉川市が指定する金融機関については、次のとおりです。

埼玉りそな銀行 りそな銀行 さいかつ農業協同組合 栃木銀行 武蔵野銀行 城北信用金庫  
東京東信用金庫 青木信用金庫 朝日信用金庫 亀有信用金庫 埼玉懸信用金庫

### (3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに吉川市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

### (4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

## 第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

### 1. 公有財産売却への入札

#### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、ご注意ください。

#### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

吉川市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

### 2. 落札者の決定

#### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、吉川市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID を落札者の氏名(名称)とみなします。

#### ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

#### イ. 吉川市から落札者への連絡

落札者には、吉川市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・吉川市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責めに帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、吉川市に連絡する際や吉川市に書類を提出する際に必要となります。

#### (2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則として返還しません。

### 3. 売却の決定

#### (1) 落札者に対する売却の決定

吉川市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には吉川市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して吉川市に直接持参または郵送してください。

##### ア. 必要な書類

###### ・自動車の場合

(ア) 吉川市から落札者へ送信したメールをプリントアウトしたもの

(イ) 物品売買契約書

(ウ) 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書(様式第 2 号)

(エ) 市有財産(自動車)移転登録等書類請求書(様式第 3 号)

(オ) 市有財産(自動車)受領書(様式第 4 号)

(カ) 市有財産(自動車)移転登録等書類受領書(様式第 5 号)

(キ) その他、吉川市が別途指示する書類を添付してください。

(ク) 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書(以下「収入印紙」といいます)

##### イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

##### ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

## **(2) 売却の決定の取消し**

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

## **4. 売払代金の残金の納付**

### **(1) 売払代金の残金の金額**

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

### **(2) 売払代金の残金納付期限について**

落札者は、売払代金の残金納付期限までに吉川市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

### **(3) 売払代金の残金の納付方法**

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかわる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに吉川市が納付を確認できることが必要です。

- ・吉川市が用意する納付書による納付

## **5. 入札保証金の返還**

### **(1) 落札者以外への入札保証金の返還**

落札者以外に納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は、次のとおりです。

#### **ア. クレジットカードによる納付の場合**

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

#### **イ. 銀行振込などによる納付の場合**

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行その他の金融機関の口座への振込みのみとなります。公有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

## 第4 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

吉川市は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には吉川市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、市町村が発行する住民票および登録免許税法(昭和42年法律第35号)に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書を併せて吉川市に直接持参または郵送してください。落札の対象となった財産が不動産の場合は、売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿謄本上の権利移転のみを行います。

### 1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付した時に権利移転します。

### 2. 権利移転の手続きについて

#### ・自動車の場合

- (1) 吉川市より「一時抹消登録証明書」、「委任状」、「譲渡証明書」をお渡ししますので、所有者変更手続きを行ってください。
- (2) 落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。また、軽自動車の場合は「使用の本拠の位置」を管轄する軽自動車検査協会で行います。
- (3) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人以外の名義にはできません。
- (4) 移転登録などの完了後、移転登録などの手続きが完了したことが確認できる書類(名義変更後の自動車検査証の写しなど)を吉川市に提出してください。

#### ・不動産の場合

- (1) 吉川市のホームページから「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印のうえ、売払代金の残金納付期限までに吉川市へ提出してください。
- (2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に吉川市に対して任意の書式にて申請してください。
- (3) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

### 3. 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかわる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など吉川市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。  
なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミの撤去などは、全て落札者自身で行ってください。

#### 4. 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

- (1) 権利移転に伴う費用(自動車検査登録印紙、自動車取得税、移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など)は落札者の負担となります。
- (2) 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙が必要となります。また、自動車取得税および自動車税は、落札者が自ら申告および納税してください。
- (3) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

### 第5 注意事項

#### 1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

##### (1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

##### (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

##### (3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

#### 2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

#### (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行その他の金融機関の口座への振込みにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

#### (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行その他の金融機関の口座への振込みにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

### 3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者、入札者など(以下「入札者など」という。)に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、吉川市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、吉川市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、吉川市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器、ネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、吉川市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、吉川市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセス、改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、吉川市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID、パスワードなどを紛失、ログイン ID、パスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず吉川市は責任を負いません。

### 4. 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

## 5. リンクの制限など

吉川市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、吉川市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、吉川市が公開している情報(文書、写真、図面など)について、吉川市に無断で転載・転用することは一切できません。